

福岡県公報

平成26年10月17日
第3637号

目次

告示 (第869号 - 第876号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3

公告

- 落札者等の公示 (教育庁企画調整課) 4

告示

福岡県告示第869号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
----------	-------	-----	-------	----	----------	----------

朝倉	一般国道	386号	前	朝倉市杷木志波432番1先から 朝倉市杷木志波452番3先まで	8.2 ～ 10.4	8.7
			後	朝倉市杷木志波432番1先から 朝倉市杷木志波452番3先まで	10.4 ～ 10.4	8.7

福岡県告示第870号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年10月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	386号	朝倉市杷木志波432番1先から 朝倉市杷木志波452番3先まで

福岡県告示第871号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成26年10月17日

福岡県知事 小川 洋

種類	題名	図書番号等	発行所	指定理由
----	----	-------	-----	------

図書	1	実話時代11月号	雑誌15277-11	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント11月号	雑誌15115-11	マイウェイ出版株式会社	

福岡県告示第872号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡川崎町大字安真木字礫場1631、1640（次の図に示す部分に限る。）、字笹尾1636（次の図に示す部分に限る。）、字鳴谷1643（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字笹尾1636、字鳴谷1643、字礫場1640、1631（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第873号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市大隈町字経塚570の2、573の1、573の2、574、578から580まで、576（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字経塚576、573の1・573の2・574・578・579（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第874号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所
八女市矢部村北矢部字轟5152、5153

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字轟5152・5153（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第875号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字貫字下宮238、字ヘリ山249の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヘリ山249の2、字下宮238（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第876号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年10月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所
田川郡添田町大字津野字炭釜谷5531

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字炭釜谷5531（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年10月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 落札に係る物品等の名称及び数量
教職員用パソコン賃貸借契約 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県教育庁教育企画部企画調整課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
平成26年9月25日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
 - 住所
福岡市博多区御供所町1番1号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
88,770,816円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日

平成26年8月15日